

快適な海上労働環境の形成のために船舶所有者 が講ずべき措置に関する指針の制定について

令和8年2月

国土交通省海事局

- 船員不足の深刻化等の環境変化を踏まえ、海技人材の確保の今後のあり方として、5つの方向性に沿って対応策を講じていく。
- このうち法律事項については、船員法等の一部を改正する法律が令和7年4月25日に成立(令和7年5月14日公布)。

海技人材の確保のあり方に関する検討会 中間とりまとめ【5つの方向性と対応策】

①海技人材の養成ルート強化

- 一般大学の卒業生に対応する養成ルートの強化
- 水産高校との連携強化(4級・5級)
- 陸上からの転職者等を念頭に置いた養成ルートの強化

②海技人材確保の間口の拡充

- 船員職業安定制度の見直し
- ハローワークとの連携強化
- 退職海上自衛官の活用推進 等

③海技人材の養成・就業拡大に向けた訴求強化

- 船員の養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略(仮称)の策定
- 海技免状保有者へのアプローチ強化 等

④海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善

- 快適な海上労働環境形成の促進
- 女性船員が安心して活躍できる就業環境の整備 等

⑤新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成

- 新燃料に対応可能な船員教育訓練体制の基本的な考え方の整理

法律事項

法律事項

船員法等の一部を改正する法律(令和7年4月25日成立)の概要

1. 船員不足の深刻化への対応

【船員法・船員職業安定法】

- ① 地方公共団体による無料の船員職業紹介事業を創設。【船員職業安定法】
- ② 船員募集情報提供事業を位置づけ。【船員職業安定法】
- ③ 船員の募集主や船員の募集情報を取扱う者(※)に対し、虚偽表示や誤解を生じさせる表示の禁止等、募集情報の的確な表示を確保するための措置を義務付け。【船員職業安定法】
(※)地方運輸局、地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行う者
- ④ 船舶所有者に対し、快適な海上労働環境(※)の形成のための措置を講ずる努力義務を課し、当該措置について国が指針を策定。【船員法】
(※)船内の職場環境、船員室の居住環境・通信環境
- ⑤ 船舶所有者に対し、非常時における安全衛生確保のための訓練の実施義務に係る規定を整備。(STCW-F条約の担保と合わせて措置)【船員法】

2. 国際的な規制強化への対応

【船員法・船舶職員及び小型船舶操縦者法】

- ① 船舶所有者に対し、一定規模以上の漁船(特定漁船)に船長又は航海士として乗り組むための要件(乗船履歴(業務経験)の保有・漁ろう操船講習の修了)を満たした者を乗り組ませることを義務付け。【船舶職員法】
- ② 我が国に入港する外国漁船がSTCW-F条約に適合しているかどうかの検査を実施するための規定を整備。【船員法・船舶職員法】
- ③ 船長に対し、輸送中のコンテナを海中転落させた場合の付近を航行する船舶等への通報制度を創設。【船員法】

3. 船員関係手続のデジタル化への対応

【船員法】

- ① 船員手帳への船長による記載・国土交通大臣による証印について、それぞれ電子書面・電子証書の交付で代替することを可能とする。【船員法】

施行期日

公布日から起算して1年以内で政令で定める日(ただし、1⑤及び2①②はSTCW-F条約が日本について効力を生ずる日(一部は効力を生ずる日前の政令で定める日)、2③はSOLAS条約附属書の改正が日本について効力を生ずる日)

※緑枠箇所が船員法等一部改正による今回の諮問関係箇所

概要

- 近年の船員の確保を巡る厳しい状況を改善するためには、長期間にわたり生活する船内において、可能な限り、疲労やストレスを軽減することで快適な海上労働環境を形成していくことが重要。
- 船舶所有者が講ずべき措置に関する指針を国が策定し、船内作業方法の改善や船内通信環境の改善等について、その目標に関する事項、その内容に関する事項及びその実施に当たって考慮すべき事項を定め、船舶所有者の自主的な取組を促すことで快適な海上労働環境の形成の適切かつ有効な実施を図る。
- 施行:改正法の施行の日(改正法の公布の日から1年以内の政令で定める日)

船内作業方法の改善

係船の自動化等の船内作業の自動化をはじめとした船内作業方法の改善を促進

係船の自動化のイメージ



ウィンチ(係船装置)

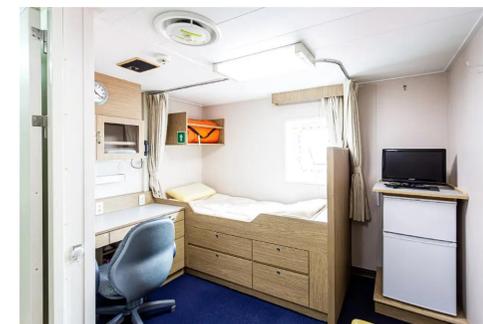
係船・投錨時のウィンチ作業をウィンチに近接した場所で行う

→ 遠隔操作の機能を実装することで作業の省力化を図るとともに、近接した場所での作業による危険を回避

船員室の充実化

船員の船内における生活空間となる船員室の充実化等、船員のプライベート空間の充実を促進

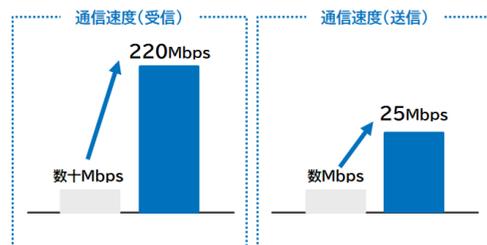
船員室の充実化のイメージ



船内通信環境の改善

船内での休憩時間における通信環境を改善するための取組みを促進

非静止衛星の活用による変化



浴室等の船員の疲労回復施設整備の促進

浴室や運動施設の設置等、船員の疲労回復に資する施設整備を推進



快適な海上労働環境の形成のために船舶所有者が講ずべき措置に関する指針

快適化措置

目標に関する事項

内容に関する事項

① 係船の自動化その他の船内作業の方法を改善	船員の心身にかかる負担の軽減	船内作業の負担の軽減を図るため、助力、自動化又は効率化するための機器・装置の導入等
② 船員室の新設、増設又は拡大	船内における船員の居住環境の改善	・船員室の新設又は増設 ・シャワー及びトイレの設置
③ 船員室におけるインターネットの利用を確保	船員が長期間を過ごす船内における休息環境の改善	海上ブロードバンドサービスの導入等
④ 浴槽その他の船員の疲労を回復するための施設・設備の設置・整備	船内作業により生ずる船員の心身の疲労の可能な限り速やかな回復	浴槽、休憩室、談話室、運動設備等の確保
⑤ 空調調和設備の動作状態の確認その他の海上労働環境の快適状態の維持管理	船員の疲労及びストレスの軽減	空気環境・温熱環境・視環境・音環境の管理、作業空間の適切な確保
⑥ その他の施設・設備の維持管理	清潔で使いやすい状態に保つ	・洗面所、更衣室等の清潔保持 ・食堂等の食事スペースの適切な確保等

船舶所有者は、適正化措置を講ずるに当たり、次の事項を十分に考慮することが望まれる

考慮すべき事項

- ① 継続的かつ計画的な取組・・・快適化措置後においても、継続的かつ計画的に当該措置に係る取組を行う
- ② 船員の意見の反映・・・措置の検討及び実施に当たり、船員の意見ができるだけ反映されるよう措置を講ずる
- ③ 年齢、性別等を踏まえた必要な措置・・・心身の負担の大きさ等には個人差があることを踏まえ措置を講ずる
- ④ 生活の場としての配慮・・・船内は船員の生活の場であることに鑑み、必要な措置を講ずる